

防災農水商工常任委員会 説明資料

(所管事項説明)

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（仮称）」
骨子（案）

平成22年11月4日
農水商工部

目次

前文	・・・ 1
1 総則	
①目的	・・・ 2
②定義	・・・ 2
③基本理念	・・・ 3
④県の責務	・・・ 3
⑤農業者等の役割	・・・ 4
⑥県民の参加等	・・・ 4
⑦財政上の措置	・・・ 4
⑧推進体制の整備	・・・ 4
2 基本計画	・・・ 5
3 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策	
(1) 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保	
①水田の最適な利用の促進	・・・ 6
②園芸等産地の形成の促進	・・・ 6
③畜産業の健全な発展	・・・ 6
④安全・安心農業生産の取組の促進	・・・ 6
⑤農産物の安全・安心の確保	・・・ 6
(2) 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	
①多様な農業経営の確立	・・・ 7
②技術及び知識の向上	・・・ 7
③農地の安定的利用等	・・・ 7
(3) 地域の特性を生かした農村の振興	
①農村の総合的な振興	・・・ 8
②多面的機能の維持増進及び中山間地域等の振興	・・・ 8
③野生鳥獣による被害の防止	・・・ 8
(4) 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出	
①新たな価値の創出に向けた取組の促進	・・・ 9
②認証制度等の推進	・・・ 9
③食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進	・・・ 10
4 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援	・・・ 11

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（仮称）骨子（案）

前文

三重県は、山から海へと至る複雑な地勢と四季の変化に富んだ自然を有しています。三重県の農業及び農村は、このような環境に適応し、営農上の困難を克服しながら、農産物を供給するとともに、その営みを通じて、県土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を發揮してきました。また、「食」に関する意識の高まりとともに、安全・安心な農産物の安定的な供給等が求められており、農業及び農村の果たすべき役割はより重要なものとなってきています。

しかしながら、農村における高齢化、過疎化等に伴い増加しつつある遊休農地は、豊かな田園景観を脅かし、三重県の農村を変貌させるおそれがあります。また、農産物価格の低迷は、農業者等の生産意欲の減退を招き、農産物の供給が不安定になることが懸念されます。こうした見過ごすことができない状況に対処するため、三重県の農業及び農村の一層の活性化を図ることが差し迫った課題となっています。

県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物を安定的に供給し、多面的機能を適切かつ十分に発揮するとともに、県民の多様化する期待にこたえる新たな価値を創出するための商品の開発、需要の開拓等に取り組んでいく必要があります。

このような考え方にして、多様な主体が協働して、農業及び農村の様々な資源を地域の特性を生かして活用すること等によりその活性化を推進し、県民の多様化する期待にこたえる活力ある農業及び農村を構築するため、この条例を制定します。

1. 総則

① 目的

この条例は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、県の責務及び農業者等の役割を明らかにすること等により、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とします。

② 定義

この条例において、用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

- ア) 多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいいます。
 - イ) 農業者等 農業者及び農業に関する団体をいいます。
 - ウ) 食品産業事業者 食品に係る製造業及び流通業の事業者その他食品に係るサービスを提供する事業者をいいます。
 - エ) 地産地消 地域で生産される農産物を当該地域において消費又は利用すること及び地域の需要に応じた生産を当該地域で行うことをいいます。
 - オ) 安全・安心農業生産 農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るために生産管理の下にあり、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進される農業生産活動をいいます。
-

③ 基本理念

食を担う農業及び農村の活性化は、県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待にこたえるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要であることにかんがみ、次に掲げる事項が行われることを基本とします。

- ア) 農産物については、その安全性が確保され、安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることにかんがみ、需要に応じた安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、農産物の供給が安定的に行われること。
- イ) 農業については、県民に求められる農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、必要な農地、農業用水その他の農業資源が確保されることにより、その持続的な発展が図られること。
- ウ) 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていることにかんがみ、農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に發揮されるよう、地域の特性を生かした活力の向上及び生活環境の整備により、その振興が図られること。
- エ) 農業及び農村の新たな価値の創出については、県民の多様化する期待にこたえる価値を創出し、提供していくことが不可欠であることにかんがみ、県民と農業者等の相互理解を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、その促進が図られること。

④ 県の責務

- ア) 県は、基本理念にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施する責務を有します。
- イ) 県は、農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長することを旨として、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策を講じます。
- ウ) 県は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の実施に当たっては、市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者と連携し、協働するよう努めます。

⑤ 農業者等の役割

- ア) 農業者等は、基本理念にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むよう努めることとします。
 - イ) 農業者等は、食を担う農業及び農村の活性化に関する取組を行うに当たっては、県、市町、食品産業事業者その他関係者との連携協力に努めることとします。
 - ウ) 農業者等は、農業生産及びこれに関連する活動を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努めることとします。
-

⑥ 県民の参加等

県民は、食に関する知識並びに農業及び農村の果たす役割についての理解を深めるため、食を担う農業及び農村の活性化に関する活動への参加等に努めることとします。

⑦ 財政上の措置

県は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとします。

⑧ 推進体制の整備

県は、農業者等の主体的な取組の助長並びに市町、食品産業事業者その他関係者と円滑な連携及び協働を図り、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備します。

2. 基本計画

- ア) 知事は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めます。
- イ) 基本計画には、食を担う農業及び農村の活性化に関して次に掲げる事項を定めます。
- ⅰ 農業及び農村をめぐる情勢を踏まえ将来を見据えた基本的な方針
 - ⅱ 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保に関する施策及び主要な目標
 - ⅲ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立に関する施策及び主要な目標
 - ⅳ 地域の特性を生かした農村の振興に関する施策及び主要な目標
 - ⅴ 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出に関する施策及び主要な目標
 - ⅵ 基本計画の円滑な推進に資する体制の整備
 - ⅷ 上記のほか、食を担う農業及び農村の活性化に関して必要な事項
- ウ) 知事は、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね五年ごとに、基本計画の見直しを行います。
- エ) 知事は、基本計画を定め、又は基本計画の基本的な方針及び主要な目標を変更しようとするときは、あらかじめ広く県民の意見を聞くとともに、議会の議決を経ることとします。
- オ) 知事は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表します。
- カ) 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について公表します。

3. 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策

(1) 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保

① 水田の最適な利用の促進

県は、水田の最適な利用を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の需要に応じた生産及び供給の促進、生産性の向上に資する活動への支援その他必要な施策を講じます。

② 園芸等産地の形成の促進

県は、園芸等産地の形成の促進を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上に資する活動への支援その他必要な施策を講じます。

③ 畜産の健全な発展

県は、畜産の健全な発展を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講じます。

④ 安全・安心農業生産の取組の促進

県は、安全・安心農業生産の取組を促進するため、安全・安心農業生産に関する技術の普及その他必要な施策を講じます。

⑤ 農産物の安全・安心の確保

県は、農産物の安全・安心に対する消費者の信頼を確保するため、生産、加工及び流通の各過程における安全管理の定着及び高度化の促進その他必要な施策を講じます。

(2) 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

① 多様な農業経営の確立

- ア) 県は、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講じます。
 - イ) 県は、農業に係る経営意欲を有する者の就農及び経営能力を有する者の参入を促進するため、農業の技術及び経営方法の習得機会の提供、農地の取得又は借受けに関する情報提供その他必要な施策を講じます。
-

② 技術及び知識の向上

県は、農業生産の振興に資する技術及び知識の向上を図るため、研究開発の推進、大学及び民間等との連携の強化その他必要な施策を講ずるとともに、それらの成果の普及に努めます。

③ 農地の安定的利用等

- ア) 県は、農業生産に必要な農地の確保及び農地の安定的かつ有効的な利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、農地の利用の集積、遊休農地の利用の促進その他必要な施策を講じます。
 - イ) 県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の向上及び維持に資する計画的な整備の推進その他必要な施策を講じます。
-

(3) 地域の特性を生かした農村の振興

① 農村の総合的な振興

県は、農村の総合的な振興を図るため、農業者等の地域の特性を生かした活動の促進、都市と農村との間の交流の促進、生活環境の計画的な整備の推進その他必要な施策を講じます。

② 多面的機能の維持増進及び中山間地域等の振興

- ア) 県は、農業及び農村の有する多面的機能の維持増進を図るため、農地、農業用水その他の農業資源の適切な管理の促進その他必要な施策を講じます。
 - イ) 県は、中山間地域等における適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための施策その他必要な施策を講じます。
-

③ 野生鳥獣による被害の防止

県は、野生鳥獣による農産物の被害の防止を図るため、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となっている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講じます。

(4) 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出

① 新たな価値の創出に向けた取組の促進

県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るため、次に掲げる取組の促進に関して必要な施策を講じます。

- ア) 食品産業事業者その他関係者と連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う取組
 - イ) 農産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動による商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う取組
 - ウ) 消費者と直接的なつながりを持つことによる農産物若しくは商品の生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う取組
 - エ) 農業生産の現場、農産物、農村の景観その他地域の農業及び農村に係る観光資源の特徴を活用して、役務の開発、提供又は需要の開拓を行う取組
 - オ) 自ら又は食品産業事業者その他関係者と共同して、農産物又はその加工品を輸出する取組
 - カ) 上記のほか、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るために必要な取組

② 認証制度等の推進

県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を定着させるため、県内で生産された農産物又はその加工品の認証制度等を推進する次に掲げる施策を講じます。

- ア) 特に優れた品質の農産物又はその加工品の周知を図り、三重県の知名度の向上を図る施策
 - イ) 一定の基準を満たした安全・安心農業生産の下で生産される農産物の周知を図る施策
 - ウ) 食品産業事業者と連携し、地産地消を一層推進することにより県民が県内で生産された農産物又はその加工品に触れ、親しむ機会の拡大を図る施策
 - エ) 上記のほか、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を定着させるために必要な施策

③ 食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進

- ア) 県は、県民と農業者等の相互理解の促進を図るため、家庭、学校、保育所、地域その他の様々な場において、食育の推進に関する活動が地域の特性を生かしつつ展開されるよう、情報及び意見の交換の促進、人材の育成その他必要な施策を講じます。
 - イ) 県は、県民と農業者等との間の交流の促進を図るため、農産物の生産、加工及び流通の各過程における学習機会の確保、体験活動の促進その他必要な施策を講じます。
 - ウ) 県は、学校、事業所等において、地産地消に関する理解を促進するため、学校給食、事業所の食堂等における地域で生産された農産物の消費、又は利用の促進その他必要な施策を講じます。
-

4. 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援

- ア) 県は、農村地域団体（下記のいずれかに該当する団体をいう。）による農地その他農村の資源を有効に活用して農業者等が連携して行う地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に資する計画的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、当該農村地域団体が掲げる目標及びその達成を図るための方針を定めた計画の策定並びにこれに基づく活動に対し、専門的知識を有する人材の参画、情報の提供及び助言その他必要な措置を講じます。
- i 集落（その活動区域は農業振興地域その他知事が特に必要と認めた地域内に限る。）を基礎とした農業者その他住民の組織する団体
- ii 野菜指定産地又は果樹農業振興計画広域濃密生産団地で農産物の生産又は出荷を行う者の組織する団体
- iii 上記に規定する団体に準ずるものであって知事が適当と認める団体
- イ) 県は、地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に取り組む農業者の組織化を促進するため、市町その他関係者と連携し、農業者の意欲の増進その他必要な措置を講じます。
- ウ) 県は、農村地域団体の取組を円滑かつ効果的に推進するため、市町その他関係者と連携し、必要な推進体制を整備します。
-